

令和4年 第6回

# 南会津町議会全員協議会 会議録

南会津町議会

## 令和4年第6回南会津町議会全員協議会会議録目次

12月9日（金）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	4
第3次南会津町総合振興計画（素案）について	4
地方公務員に係る定年延長について	2 1
電気料金高騰対策について	2 7
◎閉会の宣告	3 4

# 令和4年第6回南会津町議会全員協議会

## 議事日程

令和4年12月9日（金曜日）午前11時00分開会

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 議題
  - (1) 第3次南会津町総合振興計画（素案）について
  - (2) 地方公務員に係る定年延長について
  - (3) 電気料金高騰対策について
- 4 閉会

## 出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	渡 部 優	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

## 欠席議員（なし）

## 説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	佐 藤 一 範	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	小 寺 俊 和	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	鈴 木 秀 和	税 務 課 長
渡 部 秀 介	住 民 生 活 課 長	湯 田 賢 史	健 康 福 祉 課 長

室井利和	農林課長	星博文	商工観光課長
月田啓	建設課長	遠藤知樹	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
阿久津勝英	学校教育課長	廣野友一郎	生涯学習課長
渡部浩明	舘岩総合支所長	馬場誠	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長	大竹正範	総務課長補佐
長沼正憲	総合政策 課長補佐	林明宏	総務課主任主査 兼総務係長
長谷川祐樹	総務課主任主査 兼財政係長	大竹正一	総務課主任主査 管財係
阿久津政臣	総合政策課 企画政策係長		

**事務局職員出席者**

星貴夫	事務局長	星彰	議事係長
-----	------	----	------

開会 午前11時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 ただいまから令和4年第6回南会津町議会全員協議会を開会いたします。  
本日の全員協議会は、町長からの申出により開催をするものであります。  
次第は、お手元に配付のとおりであります。



◎町長挨拶

○室井嘉吉議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○渡部正義町長 本日は、本議会終了後に引き続きの全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙にもかかわらずお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、3点についてご説明をさせていただきたいと存じます。

まず1点目は、第3次南会津町総合振興計画（素案）についてであります。

現在の第2次南会津町総合振興計画は、平成23年度から令和2年度までの10年間の計画として策定され、令和2年度に2か年延長し、今年度に計画の終期を迎えるところであります。

次の第3次南会津町総合振興計画は、時代の潮流や変化、さらには本町を取り巻く課題を把握し、将来的視点と展望に立ったまちづくりの方向性と本町の進むべき目標を示すものであります。

計画期間は、令和5年度を初年度とし、令和12年度を目標年次とする8年間とするものであり、今般、その計画素案がまとまりましたので、その概要をご説明申し上げるものでございます。

2点目は、地方公務員に係る定年延長についてであります。

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として、各地方公共団体が条例で定めるものとされております。

令和3年6月、地方公務員の定年を段階的に引き上げることなどを内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が成立、公布されたことに伴い、本町における町職員の定年を令和5年

度から令和13年度にかけて段階的に65歳まで引き上げるとともに、組織全体の活力維持及び職員の高齢期における多様な職業生活設計の支援を図るために、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の整備を内容とした南会津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を今定例会に提出させていただいておりますので、その概要についてご説明を申し上げます。

3点目は、電気料金高騰対策についてであります。

昨今の電気料金の高騰に伴い、町有施設の光熱水費及び指定管理委託料の追加予算を今定例会の補正予算に計上させていただきました。また、指定管理料が無料となっている施設には、指定管理者に対する支援金として、不足相当分を計上したところでございます。

このほか、特別養護老人ホームをはじめとした、町内の各高齢者施設へも電気料金高騰対策として支援する予算を計上させていただいております。その補正予算の内容についてご説明申し上げます。

以上、3点の項目の内容につきましては、それぞれ担当課長等より説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、今後とも町政運営に関し、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。



#### ◎議題

○室井嘉吉議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について、実質審議をする場ではなく、理解を深めるため、協議または意見を調整する場であります。

なお、運営は、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規定に基づき進めます。

また、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は、答弁を含めおおむね30分に制限しますので、簡潔明瞭に質疑されるよう、よろしくお願いをいたします。

(1) 第3次南会津町総合振興計画（素案）についてを議題といたします。

説明をお願いします。

総合政策課企画政策係長。

○阿久津政臣総合政策課企画政策係長 総合政策課企画政策係長の阿久津と申します。

第3次南会津町総合振興計画（素案）について、私のほうから説明をいたします。

資料1をご覧ください。

町の最上位計画に位置づけられております第2次南会津町総合振興計画は、今年度、令和4年度で計画期間が満了することから、昨年度より、令和5年度からの8年間を期間とする第3次総合振興計画の策定を進めてまいりました。

昨年度は、町民19人、職員33人、計52人による策定部会による全4回のワークショップの中で基本構想の策定を行ってきたところでございます。詳細につきましては令和4年3月2日の議会全員協議会で説明をさせていただいておりますので、今回での説明は割愛をさせていただきたいというふうに思います。

今年度は、町民7名、職員34名、計41名からなる振興計画編成会議を9回開催いたしまして、5つの部会に分かれて基本計画についての検討を重ねてまいりましたことをご報告させていただきます。

それでは、内容のほうの説明に入ります。

当計画の構成について説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

こちらは、目次になっております。4ページから28ページには、町の特性や町民意向、社会潮流などを勘案し、まちづくりの将来像と、それを実現するための目標の柱を示す基本構想を第1章としてまとめており、30ページから68ページには、基本構想に基づき、前後期4年に取り組む主要施策などを各分野で体系的に定めた基本計画を第2章としてまとめているところです。

第1章 基本構想については、これまでも、振興計画審議会や各地域協議会でのご意見を踏まえ、より見やすく、誰が見ても分かりやすくなるよう配慮をしたところです。

なお、先の令和4年3月2日の議会全協議会でご説明しました基本構想の素案からの変更点としましては、当初は、基本構想の前に序章が設けられておりました。序章の第1章で計画の策定に当たって、2章としてまちづくりの背景という構成になっており、その後に、基本構想の第1章としてこの計画で目指すもの、第2章にまちづくりの展開となっておりますが、この構成につきましては、各地域協議会で説明をさせていただいた際に、目指す将来の姿が冒頭

にあったほうが計画として目指すものが分かりやすいのではないかと、序章という表現が分かりにくいというようなご意見をいただいたことから、今回提出させていただきました素案では序章をなくし、第1節から第4節で基本構想としてまとめ、冒頭の6ページから13ページにかけて目指す将来の姿を載せる構成に変更しました。それに合わせまして若干デザインの変更等を行ったところですが、記載している内容につきましては、昨年度策定した基本構想の素案からの変更点はありません。

ここからは、基本構想のページとして追加及び修正した点について説明をさせていただきます。

2ページ、3ページについてご説明をいたします。

こちらは、左上に「あいさつ」と記載しておりますが、町長の写真とまちづくりの方針等についてまとめる予定をしております。このページは、パブリックコメント終了後に、全体を整えた後に追加する予定でございます。

次に、5ページをご覧ください。

④計画の推進体制について、こちらは、素案の中では記載のとおりということで追加をさせていただいておりますので、後ほどご確認いただきたいというふうに思っております。

続いて、10ページをご覧ください。

③町の将来像についてです。これまでは、「自然と人が笑顔を育むまち 南会津～ともに生きる みんなのふるさと～」と、「育むまち」の後に漢字で「南会津」という文字が入っていましたが、こちらは削除をいたしました。

次に、11ページでございます。

④まちづくりの展開に、今回、施策体系図を新たに追加をいたしました。これは、それぞれの目標の柱にひもづく施策を示してありまして、目標の柱ごとに3から4つの施策を定めてありまして、現行の第2次南会津町総合振興計画では47施策あったものを19施策までに絞らせていただいております。これらの施策を具体的に記載したものが第2章の基本計画というふうになります。

続いて、12ページ、13ページについてです。

それぞれの目標の柱の現状や、目指す状況を示しております。

これまでの基本構想では、ここに策定部会ワークショップの結果を載せておりましたが、この計画期間中に町が取り組む事業であるかのような紛らわしい表記になってしまっていたことから、今回全て削除をしております。ただし、計画末巻に資料編を設ける予定をしております。



て、その中で、策定部会ワークショップでの意見ということで掲載したいというふうに考えております。

続いて、24ページをご覧ください。

こちらの人口フレームですが、これまでは人口ビジョンにおける将来展望と社人研準拠の推計の緑と赤の線しか載せておりませんでした。このたび、令和2年度の国勢調査の結果が出ておりますので、その結果を反映し、人口ビジョンや社人研の将来展望よりも早い勢いで人口が減っているというような状況を可視できるようなグラフに変更をさせていただきます。そのグラフの色が、真ん中のオレンジ色のグラフになります。

町としましては、これまでの人口ビジョンで推計をしております2060年、令和42年に8,320人、緑色の線ですね、こちらを維持することを目標としたいというふうに考えてございます。

次に、25ページになります。

こちらは、計画期間中における大枠としての見通しを示す財政シミュレーションを掲載しております。

基本構想素案から削除した項目ですが、これまで土地利用構想というものがこちらのページのほうには記載をしておりましたが、今回削除をさせていただきます。これまでの土地利用構想では、自然環境ゾーン、商工業振興拠点地域、里山環境ゾーン、観光交流ゾーンという4つのゾーンに分類しまして、整備構造図というものを図示しておりました。しかしながら、こちらを策定した経過がつかめず、根拠のない図が示されていたということもありまして、今回削除をさせていただいたところです。

この土地利用構想につきましては、掲載している自治体もございますが、掲載している自治体につきましては国土利用計画というものが定められておりまして、その中で土地の利用についても定められております。その土地利用計画で定めたものを振興計画に載せているというようなことになっておりますので、土地利用構想の裏づけがあるものとして認識をさせていただきます。そのような観点から、本町では、土地利用計画が定めてないというようなこともございまして、今回はこの土地利用構想を削除させていただいたという経過になってございます。

ここまでが基本構想の変更点等の説明になります。

続きまして、基本計画についての説明をさせていただきます。

基本計画につきましては、30ページから68ページが基本計画となりまして、冒頭ご説明をいたしましたとおり、今年度、町民と職員で構成される振興計画編成会議を9回開催いたしまして、その内容をまとめてございます。

30ページ、31ページには計画の見方を掲載しておりますので、こちらで基本計画の構成について説明をさせていただきます。

例示しておりますのは、目標の柱1、豊かな自然ときれいな水が育む元気に安心して過ごせるまちづくり、豊かな自然と生活環境を守るという施策のページになります。

目指す姿といたしましては、この施策で目指す8年後の姿を示し、目指す姿を達成できているかという図る指標としまして、成果指標を定めております。この成果指標は、現状値、中間値、目標値と中長期的に目標を定めております。

また、一番下には関連計画の欄を設け、この施策に関連する個別計画を載せておまして、この施策に関するより具体的な計画を確認できるように記載をしております。

31ページの上部には該当するSDGsがあり、この施策との関連性を示しております。その下には、主な取組と個別指標を定めており、括弧書きの番号で主な取組を記載しております、黒丸の文章で具体的な取組を記載しております。

ここでは、ごみのリサイクル率や太陽光蓄電システムの補助件数を個別指標としまして、主な取組の成果を図る指標としております。成果指標と同様に、こちらにも現状値、中間値、目標値と中長期的に目標が分かる構成とさせていただきます。

一番下の、最後になりますけども、「わたしたちにできること」ということで、目標達成のために町民の皆さんや事業者の方に取り組んでいただきたいこと、自主的に取り組んでいただけることを記載しております。

32ページ以降、基本計画ということになりますが、こちら、見やすいように目標の柱ごとに色分けをしております。32ページから39ページの目標の柱1がオレンジ、40ページから47ページの目標の柱2が水色、48ページから55ページが目標の柱3、緑、56ページから61ページが目標の柱4、黄色、そして、62ページから69ページが目標の柱5、ピンクという構成になっておまして、施策1つにつき見開き1ページという構成で作成をしております。

それぞれの施策の詳細については説明を省略させていただきます、構成についての説明とさせていただきますというふうに思います。

最後に、今後のスケジュールについてご報告申し上げます。

今回ご提示しております振興計画の素案につきましては、12月16日から1か月間、パブリックコメントを実施しながら各地域協議会への説明を行い、そして、3月の定例議会へ議案として提出する予定でございます。議員各位におかれましても、お気づきの点や意見等があれば、パブリックコメントを通してご意見をいただければというふうに思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

以上、第3次南会津町総合振興計画（素案）についての説明を終わります。

○室井嘉吉議長 これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けます。

ございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 いつも思うんですけども、この総合振興計画書の中に自然という言葉が大変盛り込んであります。実際にこの自然という言葉、具体的にどういうふうに捉えているか、例えば、緑が豊かとか、そういうものを自然と呼んでいるのか、この自然というものをどういうふうに捉えているか教えてください。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 全体的なことですので、私のほうからお答えさせていただきます。

このそれぞれのページごとに自然というような表現がされておりますが、その自然という言葉は、活字1つではなく、前後の文面で認識していただければというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 分かりました。

では、具体的にどんなものを指しておるのでしょうか。具体的な例でいいです。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

例えばですが、12ページをご覧いただきたいと思います。

ここに、豊かな自然ときれいな水が育むということで、自然という言葉が掲載されておりますが、ここで言う自然というのは、その下の本文を見ていただきますと、「本町の雄大な自然をいかし」ということで、雄大な自然ということですので、山であったり農地であったり、そういった、川であったりそういったものを示すものというふうに認識しております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そうですと、この32ページ計画ですね、基本計画です。今言われたようなその山とか川というふうな認識であるならば、ここに林業とか農業の環境に対する施策というものが載ってしかるべきじゃないかなと私は思うんですけども、ここで言うと、ごみ、CO<sub>2</sub>削減、自然環境保護と言ってつけども、これは環境学習の回数とかそういうもので、何

か山とか川、当然、農業という、林業というそういう施策が、環境に対するものが必要ではないかなと私は認識してんですけども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

今ほど議員おっしゃられました農業・林業につきましては、産業というふうに認識しておりまして、ここで言う自然と申し上げますのはその環境の部分でありますので、山であったり、農地というような物的なものというふうに認識しております。

その農業・林業につきましては、次の目標の柱の青いページで、5番の地域特性をいかした農林業の推進というページでくくらせていただいておりますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この5ページのあれ見ても、環境に対しての文言がないんですよね。

例えばですよ、川、今、世界的にも、これ全国のやつもそうですが、肥料のマイクロプラスチック問題が、河川に流出しているということで大変日本は取り上げられています。分かりますか。それは農林課の課長に聞いてもらおうと分かります。林業でもそうです。いろいろ、松くい虫やいろんなものが今来ています。

そういうものに対して、山の保全ということを考えるならば、当然、この豊かな自然と生活環境を守る、結構、今年状況を見ましても、山、秋でもないのに大分枯れていましたよね。そういうことが起きているんですよ。実際に言葉で環境を守る、自然を大切にすることはいいけども、そういうものをやはりこういう推進計画に載せていかないと、言葉だけになってしまうような感じをすごく受けんですけども、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

今ほどのプラスチックの問題であったり、そういったものは33ページの(1)に、持続可能な循環型社会の構築という部分の黒丸で、ごみに対する取組ということで載せさせていただいておりますので、そこで読み取っていただければというふうに思いますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 答え申し上げます。

個別の政策につきましては、皆さん、議員さんもお承知だと思いますが、緑の食料システムということで、環境に配慮したということで、2050年までカーボンニュートラルに伴った事

業ということがございます。そういった事業につきましては、各個別の政策の中で位置づけをしていきたいと考えてございます。

現在、位置づけしておる事業もございますが、今改正中の事業もございますので、そういったものの中で位置づけをしていきたいというふうに考えてございます。ご理解をお願いします。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 一言言っておきます。私がこのマイクロプラスチックの問題を言ったのは、肥料にコーティングされているマイクロプラスチックです。ごみじゃないです。これが大変問題になっています。そういう問題が環境を破壊しているということがあるんです、川。鮎とか、川魚にそれが入ってきている、そういう状況が起きているということなんです。

今課長が言われたとおり、個別の計画としては上げているということですので、ということは、この①番にリンクした農業政策をやっていくということによろしいでしょうか、理解して。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

環境に配慮したということで、今現在、先ほど申し上げましたように緑の食料システムという、この2050年までに有機農業の面積を100万ヘクタールとか、肥料の使用を軽減すると、そういう目標がございます。

今、2030年までのK P Iということで、中間目標も今現在示されてございます。そういった目標に沿っていくような事業の展開も必要ということで、今現在改正しております南会津の農業・農村振興計画、そういった計画の中で位置づけをして進めていきたいなと考えてございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 あともう一点だけ。この48ページの9番、空き家の有効活用というものがありますね。これ、ちょっと私思ったんですけども、この成果としても件数が書いてありますよね。この根拠を教えてください。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 件……質問、ちょっと……。

〔「目標値」と言う者あり〕

○星 良栄総合政策課長 目標値ですね。

現在、令和3年度の現状といたしまして、11件が成約されたということになっております。そこから本年度も契約が進んでおりまして、その累計として令和8年度、中間値になりますが、

27件を目標にしていくと、そこからさらに契約を積み重ねていって、令和12年には43件というところでここを設定させていただいているところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 あのですね、この人口ビジョンを見てみますと大変、予想以上に人口減少が減っている。やはり、移住者とかそういうものを呼び込むには、この空き家の活用というのはすごく重要だと思うんですよ。そうした場合に、この目標値の定めている例えばですよ、令和8年27件、どういう根拠でこの27件という数字が出たか。

私は、もっと活用していかないとこの人口減少に追いついていけない、例えばですよ、その家の子供たちが帰ってきたとして、やはり、長男もそうですが次男、三男が帰ってきたときに住む場所がないといったときに、やはりこういう空き家バンク、空き家というものの利活用が大変重要になってくると思うんですよ。そうした場合に今が11件、令和8年27件、令和12年43件というこういう見通しだからこういうふうな数字を立てましたという、その根拠を知りたいんですよ。

私は、この数字ではなかなか、移住したくても移住、住むところがないという声をいっぱい聞いているわけですよ。前にも一般質問しましたが、なかなか、南会津町のその民間の住宅とかアパートを借りると家賃が高くて、公衆との釣り合いでなかなか厳しい、やっていけないという声を聞くんです。ですので、私はこの空き家の政策というのもすごく重要になってくると思ったもんで今の質問をした次第なんですけども、どうでしょうか。答えられますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

この令和8年度の27件の根拠につきましては、この数値を設定した際、これまでの実績等を踏まえまして、年間の契約件数の実績を踏まえてここまで設定したわけですが、町のほうとしても、契約を伸ばしたいという思いはありますが、その利用者のニーズに沿った物件がなかなか出てこないということから、その年によって増えたり減ったりということはありません。それらを含めて、令和8年までの4年間で大体12件程度を予定したということでございます。

ただ、本年度、もう既に11件契約成立されておりますので、再度ここは検討する余地はあるかなというふうには考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 なかなか利用できる空き家、危険空き家が多いということで、実質その地域の利便性、土地も関係ありますよね、立地の条件もあることからこの数字ということで

理解していいんですね。分かりました。

すみません、1つと言ったんですけど、あと一つだけ質問させてください。

この出逢いフェスタの件数がありますよね、39ページ。これ、今年ないですよ。よく若い人たちの話聞いたときに言われるのが、わざわざその出逢いフェスタとかお見合いとか、そういうものという構えてしまうと、できるのならば、いろんなイベントで来て、自然に出会う形みたいな取組ができないかというふうに聞かれるんです。言われるんですよ。実際に今、ゼロですよ。これ出逢いフェスタ、実際、件数を増やすと40人やるのもいいんですけども、もう少し考えていただきたい。

今までの実績で、出逢いフェスタで町内に残った方、結婚して残られた、来ていただいた方というのは、例えば、去年でも、令和2年でもいいです。令和に入って何人ぐらいいるか把握していますか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 答えいたします。

確実な数字ではございませんが、これまで何回か計画をして実施しておりまして、三、四組程度カップルになっております。それは県内、町内問わずでございます。

今年度は、既に1回目を、この出逢いフェスタを実施しておりまして、まだ結婚というわけにはいきませんが、男性が10名、女性が7名で参加いたしまして、5組のカップルができております。今後は、これをどうなっていくか見届けていきたいなというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私の政策に掲げた中身ですので、少しお話をさせていただきたいと思います。

今、馬場議員言われたように、結婚とか出会いとかという言葉を出すことで抵抗感を感じるというような意見は私も同感だと思います。ただ、やっぱりその出逢いフェスタだったり、縁結びサポーターというような直接的な後押しも必要だし、それから、自由に自然に出会える場面、そういったものをつくらなくてはいけない。

今、総合政策課のほうでコミュニティーの、ネット上のコミュニティーを今年から取組を始めましたので、そういったものを複合的にやって若い人たちの結婚を後押ししていくというようなことで、ここには直接的な部分しか入っていませんけども、やはり、そういった機運は町全体として盛り上げていかなくてはいけないと思いますので、何かいろんなご情報があったらいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 47ページの、魅力を高め活力を生み出すヒト・モノ・カネの好循環化ということの中で、これを読んでいくと、企業誘致なんかをうたっているんですけども、進めます、支援を進めますとかと書いてあるんですが、その前のページで、45ページを見ると、この(1)番のところ町に町の魅力を積極的に発信しますという言葉があるんですが、47ページには、そういう積極的に企業に町の情報を発信していくというような姿勢があまり見えないというのがあって、やっぱり、整えることは大切なんですけども、魅力を発信しないと、企業のほうでどんな行ったらメリットがあんのかとかというのが居ながらにして分からないと、求めないと分からないというスタンスじゃなくて積極的に、例えば、極端に言えばテレビCMを打つとか、日曜日の朝に会社の人、偉い方が見ているような時間にテレビCMを打てるような魅力が、町に誘致、企業来たくなるような魅力がどこにあるのかということが、をつくっていかないと、なかなか整えます、整えますというのは自己満足の部分で終わっちゃうのかなというのがあって、その辺どういうふうに、ちょっと全体的な話なんですけども、答えにくいかと思うんですけども、どんな施策をやっていくのかなとかこう思えるので、ちょっと聞いてみました。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

議員おっしゃるように、今まで保守的な部分もございましたので、今年度は、町長と一緒に県の東京事務所等も訪問して情報交換をさせていただいたり、あと、福島県で主催しています企業立地セミナー、そこにもブースを出したりして、情報発信等をしてきております。

あと、来年度の予定になりますけども、ふるさと南会津会の事務局を、今、町の振興公社のほうで担っていただいているんですが、これを、商工観光課のほうに事務局を移管しまして、そういったふるさと南会津会の方の人脈等を活用させていただきながら企業等を紹介していただいたりということで、企業訪問予定しています。

さらに、やはり、今現在町に進出していただいている企業と、そこを大切にしながら、その取引先の方を紹介していただくなりして、少しでも企業誘致につなげていきたいというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 五十嵐議員の質問に私のほうからも答弁させていただきたいと思います。

就任してから、福島県庁の企業立地対策担当にお話しに行きました。それから、先ほど商工



の課長が答弁しましたように、東京事務所のほうにも足を運んで、南会津町の考え方だったり、状況をお話ししてきたところでございます。

正直言いますと、先方のほうからはやっぱり立地条件、それから、積雪寒冷地というところがあって非常に難しい部分がありますが、一方、私のほうからは、地震が少ないだとか、それから、テレワークが入ってきているので、そういった利便性を生かした企業誘致を何とか進めたいというようなお話をしてきたところでございます。

やっぱり、クリアしなければいけないハードルはいろいろあると思うんですが、今議員言われたように、情報発信というのは非常に重要だと思いますので、今後の事業の展開の中でその部分はしっかり反映しながらやっていきたいと、このように思っております。粘り強い取組が必要だというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 それはこの基本計画の中の、例えば子育てにしろ、住環境にしろ、南会津町ワンチームで一つの、南会津町のその、要は企業が来る、それから、こんなメリットがあるということがぱっと分かるような、分からないと選んでもらえないというのがどんな商売でもあんですけども、分かってもらわないと選べないという、分からないと、分かってもらうのが大事。どんな、こんなメリットというか、今よりもよくなりますよということが提案できれば興味持ってもらえるのかなと思うので、DXのテレワークという言葉が3番の(3)のところにあるんですけども、ちょっと弱いかなど。

ちょっとその辺も、どんなインフラがあって、どんなメリットがというふうに言えるようなだといいかなどと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 11月30日、総務委員会のほうを開催させていただきまして、事前に同じ説明いただきました。ここで議論すべきは何かというと、その一つ一つ個別案件について確認することではなくて、どのように計画されて、どのような手法で、そして、前回からの継続性どうなのか、そして、将来に向けてどう向かっていくのか、これは最上位計画ですので、その確認を議員各位にはしていただきたいと思っております。

その中で、総務委員会の中で議題となりましたのは、前回の総合振興計画は150ページに上る内容だったものが、今回半分以下になっている。非常に見やすくなった、私は印象を受けましたが、一方で、はしょっているというか、省略しているところが多いということも言えるか

と思います。当然見やすさ、あと町民の意見、これを大事にした結果だと思います。しかしながら、最上位計画でございますので、網羅していないといけないという部分と、その全体としてどっち向かっていくかというところをはっきりさせていくためには、やはり省略するべきところはしていくんだらうというふうに思いました。この計画の主体性がどこにあるのかというところが、やはり議論される点だと思います。

その意味で総合政策課にお聞きしたいのは、なぜこのように個別計画とか云々というこの部分をはしょって、事業等をはしょって、省略をして、分かりやすい、どちらかという曖昧な感じですね、網羅する感じ、形容詞的なもの、全て網羅していますよという感じは出ている。しかしながら、個別は出ていない、この選択をされたのはなぜなのか、まず伺います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

今までの計画は、以前にも説明させていただいたと思いますが、どちらかという職員、町役場職員向けにつくられていて、町民と一緒にやりましょうというようなことは言っても、町民が見てもなかなか分かりづらいというようなもの、内容でありました。

今回、改めて町民含めて策定部会を昨年度から進めてきたわけですが、もっと町民も分かりやすく内容になれば、何をしたらいいのかというようなことが分かりやすいというような意見もいただきまして、今回、このように分かりやすい表現、大桃議員おっしゃられるその漠然とした内容かもしれませんが、ここにひもづいてくるものが、これから新たな事業でありますので、その事業を含めてここを目指していくというようなことで考えておりますので、ご理解願いたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 今、SDGsとかSociety5.0とか出ている、これに近いもんだなというふうに私は理解しています。全体としては、社会の向かう方向であったり、現状であったりというのは日本全国同じ、自治体抱える悩みも同じ。しかしながら、ここ目指しましょう、人口減少食い止めましょうだとか、地域活性化だとかというのは大体同じ、そこに関して、視点としてそれぞれの計画があったり、目標があるということで、具体的なものに関しては計画でしっかり示していきましょうということだと思います。

そんな中で、今ほど、住民の皆さんにご理解いただけるようにということがございましたが、じゃ、どうやって活用するのでしょうか。住民といっても町民一人一人という視点、家族における構成員一人一人という見方もあるし、足りなかったのはどこなのでしょう。例えば会社な

のか、民間組織との連携がうまくっていなかったのか、それとも、補助制度とか、例えば、分かりにくいとかという話もよくありますが、この計画が住民に浸透することによって、例えば、会社だったり、個人であったり組織、あと地域社会、浸透することによってどういう効果があるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

この計画をつくって、町がこの下にひもづけられる事業を取り組んでいく際に、町だけで取り組むというようなことになってもなかなか進まない、成果が出ないというようなことが想定されます。そうでなくて、町民や関係する事業者と一緒に取り組んでいくことで、その成果というものがさらに広がっていくのかなというふうに考えております。ですので、この周知の仕方については今、どういうふうな周知で効果的に周知していくかということは議論しているところでございますので、今日なかなか、回答になっているか分かりませんが、お答えはなかなか難しいということでご理解願います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 今、課長からあったように、やはり、どうやって普及させていくかというところがやはり大事なんだろうと思います。例えば、概要版をつくるとか、どうやって協働のまちづくりをやっていくかというところの肝になると思いますので、ぜひそこについて、議員各位アイデアあったら出していただきたい、パブリックコメントとして出していただきたいし、総務委員会としても提案していきたいと思いますので、やはり、悩みを共有して相互に高め合っていないと、やはりいいものでできていきませんので、ぜひそういった視点で、困っているところあればぜひお伝えいただければなと思った次第です。

少し具体的などころをお聞きしたいと思います。

前回この計画、延長されました。そのときの理由というのは、町長公約というのが入るべきだというような論点だったかと思います。今回、渡部新町長が誕生されまして、ヒアリングをされたというお話も伺っています。どのようにこの計画に盛り込まれたのか、具体的にここでいうものがあるのか、それとも、全体的にこうしましたというものなのか、その具体例についてお示してください。

○室井嘉吉議長 企画政策係長。

○阿久津政臣総合政策課企画政策係長 答えいたします。

今ほど大桃議員からありましたとおり、町長公約との整合性というところで、いかにこの計

画にその町長公約を盛り込むかというところがございますが、5月25日に、我々と委託をしております業者と、あと、町長に直接インタビューというか、ヒアリングをさせていただきました。

どのような考えに基づいてああいう公約を皆さんのほうに発しているのかというところをお聞きしまして、そのお聞きした内容を全て我々のほうで文字起こしをさせていただいて、昨年度、この計画を策定する策定部会の町民の方々、そして、職員の方全てにお配りをしまして、町長はこういう思いで公約をされています、なので、ここの部分について、きちんと判断をして計画に盛り込んでいただきたいというようなことでお願いをして作成をしておりますので、具体的にここの部分だということではなくて、全体的にその町長の思いが入っている計画になっているということでご理解をいただければと思います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 分かりやすい説明で、ありがとうございました。

今ほど委託業者、もう一点別の点でお聞きします。

委託業者というのがありました。前は職員主体でつくられて、委託というのはなかったかと思えます。今回、委託業者入れられて、より質の高いものを目指したいということで委託されたわけですが、実際にもう完成間近になっておりますが、その効果、それについてどのように把握されていますか。

○室井嘉吉議長 企画政策係長。

○阿久津政臣総合政策課企画政策係長 お答えいたします。

今ほど大桃議員からありましたとおり、これまでは職員が自前でつくっておりました。普通、通常の業務を抱えながらこの振興計画の業務もしているということで、職員には実際、かなり負担になっていたのかなというふうには推測をしております。

今回、委託業者を入れたことによって、委託業者も全国各地の振興計画を策定しております、それぞれのノウハウを持っていらっしゃるということが最大の強みだったかなというふうに考えております。

あと、先ほど大桃議員からもお褒めのお言葉をいただきましたけども、かなり見やすくなっているということもありまして、こういったデザイン的なものについても、我々職員ではちょっと手が届かないようなところがありまして、委託業者の、これは力かなというふうに思っております。

それとあと、策定部会とか編成会議でいろんな意見を集約するんですけども、最終的にその

意見の集約をどのようにまとめていくか、どのような表現にしたほうがより分かりやすいかというところなどが具体的な提案もいただいたりしておりましたので、そういった観点からすると、委託業者にお願いした効果はかなりあったかなというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 最後です。

私、読み解いた結果ですね、今の質疑含めて、やはり10ページと11ページに凝縮されているなというふうに思っています。

町の将来像というところで、イラストを入れながら、自然と人が笑顔を育むまち、そして、ともに生きる みんなのふるさとということで、イメージが統一されるということが1点、それともう一点、4番のまちづくりの展開ということで、体系図を分かりやすく示されたことにあると思います。全ての事業はここに網羅されますよ、前回47あったものをここにまとめたことによって、どう結びついているのかというのが分かりやすくなっていますので、ぜひ議員各位にはその点も把握していただきながら、個別計画との整合性等を、ぜひそれぞれの委員会で個別にしっかり見ていただいてご提案いただければと思いますので、お願いしたいと思えます。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 大桃議員の関連で答弁させていただきます。

ページの26、27、28ぐらいに国際的な動き、それから、国の動き等含めて、これまでも議会でもいろいろ質問いただいておりますが、SDGsだったり、Society5.0だったり、スマートシティと、こういうふうな、なかなか通常業務を抱えながら職員としてここまで書き込むのは難しい、そういったものを、コンサルが入ることでもうまくまとめていただいたかな。ですから、今後、町の方向性の中でも、こういったところをきちっと視点として捉えて行政の運営をしていかなくちゃいけないという意味では非常にいいような、分かりやすい書き方をしてもらったかなというふうに私は思っております。

それから、自分としても、自分の思いをコンサルと担当課の中でヒアリングという形で相当な時間を費やしてお話をさせていただきました。この中にも私の思いを入れていただいて、星空という言葉が入ってきたり、何点かは中身を入れていただいた項目ありますので、今後はこれを実現するための努力をみんなで頑張っていくと、こういうような姿勢でありますので、よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、ほかにないようでございますので……

〔「議長、ありますよ」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ある。

〔「あります、時間かかる」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 お昼になつからということ、いやいや、この項目だけでも整理したいと思いますが、あと、ある人、準備している人いれば、あとちょっと手を挙げてみてください。

1人だけですか。

〔「簡単な」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 じゃ、1人だけですから、引き続き午前中やりましょう。

4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 簡単な質問なんですけど、言いたいことは大桃議員がほとんど言っていたんでありがたかったですけど、まず、この総合振興計画の一番上にある町の目指す道だと、目的だということで、網羅的になるのは当たり前だと思うんですけども、また、町の財源等から考えれば、どこの町村でも同じような中身になっていると、ならざるを得ないというのは十分に承知しています。ですから、大ざっぱな、網羅的な計画になるというのは仕方ないと、まずそのことを申し上げておきたい。

それから、そこの先のことの議論が先ほど結構出ましたけども、この先の議論は結局、課長がおっしゃったように事業の中で、この目的を達成するために事業を起こし、施策を起こし事業をしていくという形になろうかというふうに思いますけども、その根拠になる、一番上にある計画なので、こういうふうに、少し分かりにくくても大ざっぱな網羅的に、全体的をカバーするような中身になるのは仕方ないと、そういうふうに思います。

ただ、1つ申し上げたいのは、難しいかも分かりませんが、本町の総合計画・振興計画をつくった特徴的なもの、これだなというものがもしあればお伺いしたい。町長の、町長が代わってもそのいろんな業務、施策、事業の根拠になるものだと思うんですね、今後8年間はね。ですから、各その時々町長の思いもある程度入って入って、入っていくのも当たり前だというふうに思います。

ですから、今回ここで新町長になって、新町長も副町長として、また、職員としてずっと関わってきている中の継続性というのは十分担保されているというように私は思いますので、た

だ、新しい計画が上がってくるということで、繰り返しになりますけど特徴的なもの、本町の特徴的なものがこういうもんだというふうな思いがあればお聞きしたいなというふうに思います。1点だけです。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 計画、その中に具体的な書き込み、素晴らしく入っているかというところ、そこはやっぱり疑問、総花的に書かざるを得ないところがありますので、やはり、先ほど質問いただいた結婚支援であったり、それから、45ページにあります星空をテーマとした誘客だったり、あとは、デマンドタクシーの普及によって交通体系を充実させていきたいというようなところはこの計画書の中で色濃く出ている部分かなというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 そうすると、この項目、ここについての質問は、あとございませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、ないようでございますので、これで（1）第3次南会津町総合振興計画（素案）についてを終わります。

ここで、昼食休憩といたします。

再開は午後1時よりということで、お集まりを願います。

以上でございます。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君より、遅刻する旨連絡がありましたので、お知らせをしておきます。

それでは、引き続き、（2）地方公務員に係る定年延長についてを議題として、会議を再開いたします。

説明を願います。

総務課総務係長。

○林 明宏総務課主任主査兼総務係長 総務課総務係長の林と申します。

私からは、資料2、地方公務員に係る定年延長についてご説明をさせていただきます。

本定例会に提出いたしました定年延長に関する議案については、議案第68号 南会津町定

年等に関する条例の一部を改正する条例、議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例となりまして、改正内容をまとめたものが資料2となっております。

初めに資料をご覧くださいまして、資料の1番、定年延長の概要ですが、令和5年度から国家公務員の定年が、令和13年度にかけて段階的に65歳に引き上げられることを踏まえまして、地方公務員も、国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされました。

今回の定年延長に伴う主な措置が（1）から（4）になっております。

まずは、定年延長に伴う主な措置の（1）番、役職定年制の導入であります。

①から③に記載しましたとおり、管理監督職の職員、本町におきましては課長補佐以上となります。上限年齢を60歳と定めまして、上限年齢に達している者を管理監督職以外の職に異動させるものです。これは、組織の新陳代謝の確保と、組織活力を維持することを目的としております。

なお、職務の特殊性や、欠員補充の困難性がある職の場合、役職定年の適用除外または役職定年の例外措置として、管理監督職の上限年齢を61歳から64歳とすることも可能にしております。

次に、（2）給与に関する措置であります。

当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日から7割水準となります。

次に、（3）番、定年前再任用短時間勤務制の導入であります。

60歳に達した日以後、定年延長後の定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用ができるものとなります。60歳を超える職員の希望に基づく短時間勤務を可能としまして、多様な働き方を実現するものとなります。

次に、（4）情報提供・意思確認制度の新設であります。

当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳に達した日の翌日以後の勤務の意思を確認するよう努めることとなります。

以上、4点が定年延長に関する主な措置の内容となります。

続いて、資料2の裏面ですね。2ページをご覧ください。

2の定年の段階的引上げについてですが、上の表をご覧ください。

令和3年度から令和15年度までの期間を生年月日ごとにまとめております。



定年の段階的引上げに関しては、定年の年齢が2年で1歳ずつ引き上げられることから、令和5年度、7年度、9年度、11年度、13年度には定年退職者が存在しないこととなります。また、定年延長に伴いまして、定年退職後の再任用制度は令和13年度までで、初の65歳定年職員が発生するのが令和14年度となります。

続きまして、下のグラフ、3の本町の定年退職者の推移でございますが、こちらは、現在の職員全員が定年まで勤務を継続すると仮定した人数を令和3年度から令和15年度までグラフ化しております。オレンジの棒グラフが定年退職者の総数、白い棒グラフが、総数のうち管理職の人数をお示ししております。定年退職者が存在する年度の退職者数がこちらのグラフでお分かりになると思います。

続きまして、1ページにお戻りいただきまして、4の定年延長により想定される主な課題を4点挙げております。

1点目としまして、2ページの上の表でもご説明したとおり、隔年で定年退職者が生じない年があるということで、退職補充による職員採用数に著しい変動が生じます。

2点目としまして、定年延長導入後も、60歳で退職してしまう職員、また、60歳以降に定年前再任用短時間勤務を希望する職員もいると考えられますので、採用者数等を検討するに当たって、60歳以降に職員の働き方についての的確に動向を捉える必要があると思います。

3点目としまして、定年延長により高齢期の職員の構成比が高まり、それらの職員には、その能力と経験を生かした一層の活躍が期待されることから、どのような役割を担うこととするか検討が必要になります。

4点目としまして、役職定年により管理職から降りる職員がその力を発揮する職域について検討する必要があります。

以上の4点を踏まえまして、5の今後の予定としまして、令和4年度に関係条例の改正、対象職員への情報提供と意思確認、新規採用者数の検討を行いまして、令和5年度の定年延長開始までに準備を進めてまいりたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見等ありましたら発言を受けていきます。

4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 ぱっと今聞いて、2点ばかり、多分想定していると思うんですけど、(1)の③、職務の特殊性や欠員補充の困難性がある職というのはどういった職を想定してい

るか。

一問一答ですね、それだけ。

○室井嘉吉議長 総務係長。

○林 明宏総務課主任主査兼総務係長 お答えいたします。

(1) の③番、こちらの規定を一応入れまして、こうすることも可能だというふうにしておりますが、開始というか、現在、現時点では特にそのある特定の職を定める予定は持っておりません。

〔「想定もしていない、まだ」と言う者あり〕

○林 明宏総務課主任主査兼総務係長 はい。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 (2) 給与に関する措置の最初の点、1個しかないか、当分の間とありますけども、この当分の間というのはいつ頃までですか。議論はあるんですか。

○室井嘉吉議長 総務係長。

○林 明宏総務課主任主査兼総務係長 説明の中でも、国家公務員の基準に従って今回の定年延長制度を作成しております。この当分の間という表現なんですけど、特に国のほうでも期限を決めてということがありませんで、当分の間という表現しか今のところないということになります。

以上です。

○室井嘉吉議長 いいですか。

ほかにございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、今回から、令和5年から定年退職者が出てくるよということなんですけど、一応、定年退職した後の、今度は、今までは60歳で退職した後再任用で働く意思がある人については、再任を受けていたりしていたと思うんですよ。だから、それらについての制度的なものというのはどういうふうになるのか、短時間に全部置き換えられるのか、そのところをちょっと説明をお願いしたいと思います。

何でかというのと、ざっくりばらんに言って、65までは年金がねえ、年金も収入がねくなるわけだ。定年退職になってから。そうすると、生活が現実的には大変になるというのはあるんじゃないかというふうに思いますので、それらについての対応策というのは何か考えているのかということなんです。まず1点。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

今お渡ししております資料の後ろのカラーの資料があると思うんですが、ここで、ブルーのところについては60歳の定年ですよということで、薄クリーム色、これが再任用で働ける期間ということになっております。定年は延長されますが、65歳までは、残りの期間は再任用で働けるという制度になっておりますので、希望すれば65歳までは雇用が継続されるということになっております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 分かりました。ここに書いてありましたね、すみません。

そうした場合、65を超えてからのそういう制度、働ける制度的なものというのは町では準備されていないということになるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

現行の制度、国に基づく制度に基づいて、市町村もそれに倣うということですので、国でそういう制度ができればですが、今のところはそういう制度もございませんので、65歳までの定年延長、それには再任用という形で考えております。

○室井嘉吉議長 いいですか。

14番、星光久君。

○14番 星光久議員 ちょっと引かかる部分な、引かかる部分ちゅうのは、再任用申し込むばせえ、これ全部当てはまるの。それとも、管理者の責任でいやこれ駄目だとか何だとかと色分け。もと色分けしただよな。俺も再任用申し込んだとき、受付になんねかったの、色分けしらっちえ。そういう形あるもんだから、制度そのものあってもねえ、あれにもなるわけだから、そこら辺なじょなんですか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○佐藤一範副町長 お答えいたします。

基本的には、本人が希望すれば再任用はされるものというふうに理解しております。

〔「何だ聞けねえ」と言う者あり〕

○佐藤一範副町長 基本的には、本人が再任用を希望すれば再任用として雇用されるものというふうに理解しております。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで（２）地方公務員に係る定年延長の……。

５番、渡部訓正君。

〔「６番ですが」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 失礼しました、６番。

何だ、終わってから言われっから困っちゃうだよな。

○６番 渡部訓正議員 いやいや、申し訳ありません、ちょっと今抜けちゃったものですから。

退職金制度とか、それらについてはこの中では触れられていないんですけど、それらは今後、具体的には今、国の動きなり、国は大体決まっていると思うんですが、県の動きなり、そういうものを見ながら、一応それに準ずるような方向で考えているというふうに理解してよろしいですか。

○室井嘉吉議長 総務係長。

○林 明宏総務課主任主査兼総務係長 お答えいたします。

退職金に関しましては、町の条例等はございません。県内の自治体に関しましては、県の市町村総合事務組合、こちらで退職金の事務を行っておりますので、今後、恐らく県のほうも12月定例会のほうに定年延長の条例出されていますので、その条例と合わせて総合事務組合の退職手当の条例も改正されると思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 ６番、渡部訓正君。

○６番 渡部訓正議員 つまり、そういう情動的なものはまだ町までは入ってきていないということですかね。

一応、聞くとところによると、ちょっと情報でね、何か退職金を、60歳時での退職金算定と、あと、定年を迎えたときのその7割減というの中での基本給での退職金計算で、そしてどちらか、本人に不合理にならないように、一応どちらか高いほうにのがなを退職金として使えますよというふうな情報が私、正確かどうか、ちょっと不安なところがございますが入っているんですけど、それらについてはまだ情報としては入っていないという中身でなっているのか、それについてまず一つお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 総務係長。

○林 明宏総務課主任主査兼総務係長 申し訳ありませんでした。

国の制度に準じているということで、国のほうでも退職金に関する部分は示されております。

議員おっしゃいますように、やはり60歳に達した年度ですね、達した日以後の年度の一番基本給が高いところ、これを基本といたします。退職手当の基本といたしますので、7割に下がってから退職手当の基本にはなりませんので、一番高いところで退職金を算定するという事になっております。

あと、先ほどの部分で、国の退職金の制度設計ですと、まず60歳までの一番高いところで一度退職金を算定いたしまして、その後延長したところで7割の部分、その勤務年数でさらにそれを足すということが県・国のほうでは行われるようになっているんですが、確かな情報は入っていないんですが、福島県の、先ほどの市町村総合事務組合では、そこと同じような設計はしないような形になるかとは思いますが。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひこれ、今回定年制がスタートして、そしてやっていくわけですから、職員個人々人にとって、不利益というか、ほかと比べたらちょっと、南会津だけのだ、ちょっと安いんだわいみたいな形にはならないように十分に、やっぱりそういった県内の状況をつかんだ上で、そして、対応していただければということをお願いして、私の質問は終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上をもって、(2) 地方公務員に係る定年延長についてを終わります。

次に、(3) 電気料金高騰対策についてを議題といたします。

説明を願います。

総務課長。

○小寺俊和総務課長 総務課長の小寺俊和であります。

私からは、電気料金高騰に対する対策による12月補正予算計上についてご説明をさせていただきます。

ロシアのウクライナ侵攻や、今年度に入ってから急激な円安によりまして燃料単価が高騰し、電力の安定供給に影響が及ぶ恐れがあることから、東北電力では、本年11月から法人契約において基本料金単価の見直しにより、16から18%の値上げが決定されております。このため、本町において主に法人契約、いわゆる高圧電力契約をしている町の施設などにおいては、今回の電気料金値上げによる影響と、今年4月から既に値上げとなっている分を合わせ、現予算から大幅な不足が見込まれることから、今12月定例会補正予算に電気料金を追加する予算案を提出させていただくことといたしましたものであります。

それでは、その内訳をご説明申し上げます。

資料3をご覧ください。

今回の補正について、その支出形態を支出先により（1）から裏面の（2）、（3）、（4）まで、大きく4つの区分に分けてご説明をいたします。

それぞれの補正額の算出根拠は、東北電力から示されました値上げ後の基本料金及び1キロワット当たりの燃料単価を基に、昨年度の電気使用量実績から積算したほか、今年度の4月以降に上昇した分と合わせて必要額を試算したものであります。

まず、（1）町有施設電気料の追加であります。こちらは、町が高圧契約をしているもののうち、電力会社からの請求に基づいて町が直接支払うもので、予算上は光熱水費に区分されるものであります。

一番上、本庁舎・旧針生小学校・旧檜沢中学校等では、予算現額に対しまして556万3,000円の不足が見込まれるところであり、以下記載、あたご館から27施設の全て、（1）の補正額の合計については4,082万8,000円となっているところであります。

次に、裏面をご覧ください。

こちらには、指定管理を委託している町有施設のうち、上段には指定管理料を支払っている施設、（3）、中段ですが、こちらは指定管理料が無料の施設に分けて記載をしております。

上段の（2）の、指定管理料を払っている施設分は、今回の値上げ分を表の（1）と同様の試算によりまして、不足する額を現予算に課されている指定管理委託料に追加するものでありまして、ステーションプラザはじめ11施設、合わせて711万7,000円を補正するものであります。

次に、中段の（3）につきましては、指定管理料を無料としている施設でありまして、各スキー場、宿泊施設などであります。これらは、年度当初から指定管理料が予算化されておられませんので、電気料の値上げ分について、指定管理を委託している事業者へ補助金の形で支出するというものであります。だいくらスキー場から星の郷ホテルまでの4施設分は株式会社みなみあいづへ、高畑スキー場からきらら289までの3施設は株式会社DMC a i z uへ、伊南穀物乾燥調製施設は有限会社伊南の郷へ、介護老人保健施設湯花里苑は医療法人社団仁嘉会へそれぞれ補助金として支援するもので、支援額の合計は3,600万円となります。

最後に、一番下、（4）になりますが、こちらに記載の6施設については町有の施設ではありませんが、24時間、年間を通して入居者を受け入れ、生活の場となっている町内の高齢者施設であります。こちらは、暖房費等の電気料金の高騰が施設運営上大きな影響を受けること

から、値上がり見込額の3分の2をその運営団体に支援するものであり、支援する予算額は1,353万6,000円となります。

以上、これらを全て合計いたしますと、電気料金高騰により12月補正予算に計上する額は9,748万1,000円となります。

これらのその財源についてであります。今申し上げました(3)と(4)につきましては、民間事業者への支援という形を取るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することができますので、これに4,900万円を充当します。不足分、残りの4,848万1,000円については、町一般財源で対応するというようにしております。

今回の電気料金の高騰は町財政に大きな影響を及ぼすことから、各所属長へは所管する施設の節電への取組を要請いたしました。また、電気料金を引下げできるよう、各施設の契約方式の見直しも進めてきているところであります。

今回の値上げが来年度以降も継続することが予想されることから、今後の国の支援策などの情報を注視するとともに、経常経費の圧縮に努めることなどによりまして、健全な財政運営に努めてまいりたいと思います。

説明は以上であります。

○室井嘉吉議長 これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見等ありましたら発言を受けます。

4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 何点かありますけど、まず1点目、(3)、(4)に関しては、臨時交付金対応プラス一般財源ということだったんですけども、(2)、(1)の補正額ですか、補正額の財源は何でしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

12月補正予算の予算書をご覧くださいと、事業の終了によりまして減額となった事業費、さらには、人件費等の異動によって減額になった分、そちらありますので、そちらの浮いた財源についてこちらに充てて予算を編成したということでございます。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 一般財源ということですね、よろしいですか。

それから、(3)、(4)、民間事業者への補助金ということでもありますけども、10分の10と3分の2の違いはどういった意味でしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

1番から(3)までは全て町の施設であります。町の施設ですので、第一義的に電気料金が上がって、その負担をするのは町ということでありますので、今回の特別な事情による上昇分については町が全てそれは負担をするということになるかと思えます。

しかしながら、(4)の高齢者施設、先ほども申し上げましたが、町の施設ではなくて、例えば、社会福祉法人南会津会であったり桜寿会、仁嘉会、かがやきということ、いわゆる社会福祉法人、町の施設ではなくてとちょっと位置づけが違うということもありますので、そこは自己財源で3分の1は何とか対応していただいて、このコロナ禍で、なかなか介護報酬も上がらないというような状況もありまして、なかなか電気料高騰に対応できないという経営事情があるということがありましたので、全額ではなくて3分の2ということで助成をするというふうに考えたものであります。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 この充当財源の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の仕様として、町有財産を優先させなさいということはあるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらにつきましては、特に町のものに優先させないということはありません。それぞれの趣旨に従った使い方であれば、民間であろうが、町独自の対応ということでも可能だということで、特に大きな決まりはありません。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 そうであるならば、この(3)、(4)のこの3分の2、100%、10分の10の意味がちょっと私分からないんですけども、まず、だいくらスキー場、たかつえスキー場にしても営業、営利目的でやっているという認識しています。そういう意味では、商売だということになれば、ほぼ特別養護老人ホームのほうがよっぽど公的な施設だと思うんですけども、どうして10分の10にならないのか、利用施設支援がこれですか、この下の、ちょっと意味が分らないんですが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。



先ほども申し上げましたが、ここにあるだいくらスキー場から湯花里苑までは、全て町の施設であります。ですので、町の施設に係る今回の事情により特別に上がった電気料については、町でそれは対応する、責任を持つということかなというように思っております。

ちなみに、1番、2番についても町の施設ですが、こちらも当然、町が直接払うということで、全て100%町が見るということで、ただ、予算の計上の仕方として指定管理という手法を取っていない施設であるために支援金、補助金という、形を変えて支出しているということがございます。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 しつこいようですけども、特に町有財産とか、公的な財産というか、その施設に対して先に補助しなさい、支援しなさいというようなことではないというふうに先ほど総務課長の答弁あったと思うんですが、何でこの100%、その足りない分を施設、特に施設、特老とかそういうのが結構大変な運営していると思うんですよね。そういう意味では、何で100%出さないのかなと思うんですけども、そういう議論はなかったんですかね。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

繰り返しになりますが、町の施設については町が責任を持つということで、当然100%支出をしなければならないということになるかと思えます。

高齢者施設等につきましては、本来町の施設ではないので、今回の補正予算のほうには計上はしないで今後の動向を見ながら、ほかの事業者等の関連もありますので、検討課題かなと思ったんですが、こちらから支援を、要請書が上がってきております。

やはり、先ほど申し上げましたように、入居者が24時間暖房完備の場所にいたくはないということで、相当の電気料に対する負担が上がるということで要望書が上がってきておりました。それを踏まえて今回支援をするということになったんですが、町の施設ではないということもありますし、また、これらの施設についても、それなりにこういう事態に備えて一定程度の余剰金を確保しながら運営しているということもありますので、そこは、自己財源で対応する分と町が支援する分ということで区別をさせていただいた上で支援するという一方で、あくまでも支援ということになりますので、本当の支援ということになりますので、3分の2というふうな数字を上げさせていただいたということがございます。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今回のこのリストを見てみますと、町の指定管理、下に出していますよね、施設の。その中で、ちょっと思ったのが、例えば、伊南の小野木クリニック、南郷のなかやクリニック、これ、町の施設を使っている指定管理者だと思うんですよ。この方々が入っていないということは、そこは、先ほど課長がありました高圧電力を使っていないから入っていないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課課長補佐。

○大竹正範総務課長補佐 答えさせていただきます。

議員おただしのとおり、今回は高圧契約をしている施設を中心に料金の値上げがあるということで、その調査をしたときに、その高圧契約でなかったということで入っていないということでご理解いただければと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そうですか。そうすると、例えば(2)、2番のステーションプラザ、会津山村道場とありますが、これも高圧電力で契約しているということですよ、普通の動力というかあれではなくて。そんなに電気使う必要が、私はどうも、医療関係のほういろいろ、CTだ、レントゲンだ、すごく高圧電源使っているように思えたもので、今回の質問をさせていただいたんですけど、もう一度聞きます。高圧電力の契約でないということでもいいんですね。

○室井嘉吉議長 総務課大竹主査。

○大竹正一総務課主任主査管財係 答えいたします。

先ほどの施設につきましては低圧のほうの契約になっております。それで、ステーションプラザのほうは高圧の契約になっております。

○室井嘉吉議長 それ、山村道場は。

はい。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

ふれあいステーションプラザ及び山村道場とも高圧電力での契約というふうになってございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 すみません、最初、大竹主査の最初のやつが聞き取れなかったんですけど、なかやクリニックと小野木クリニックは高圧でないということによろしいんですね。分かりました。

○室井嘉吉議長 そのほかありませんか。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 1番の、本庁舎の次に旧針生小学校、旧檜沢中学校とあって、などとなっているんです。あとその下、4つ目のところに、館岩も旧上郷小学校などとなっているんですが、統合してやっていない学校が上がっているんですけども、電気の使い方としてはどんなことで使って、高圧の必要が、高圧とということ今話ししているんですけど、高圧の必要があるのかということ、ちょっとお聞きしたいんですが。

○室井嘉吉議長 総務課課長補佐。

○大竹正範総務課課長補佐 答えいたします。

廃校になりました旧檜沢中学校につきましては、現在も地域の団体等によりまして、体育館を中心に利用が毎月あります。針生小につきましても利用がございますので、ただ、小学校を運営していた時代よりも電気料金というか、使用電力量が下がっておりますので、これは総務課長のほうからも申し上げましたとおり、その契約の方法の見直しをできないかということで今話を進めているところであります。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 ちなみに、どのぐらいの電気代というか、実際の電気代というのはどのぐらいなのでしょう、廃校になったところというのは。

○室井嘉吉議長 総務課課長補佐。

○大竹正範総務課課長補佐 答えいたします。

申し訳ございません、ちょっとすぐに数字ができね、こなくて申し訳ございませんが、針生小……檜沢中……申し訳ございません、同じ予算科目から支出しておりますので、個別の電気料金が今手元がないので、申し訳ございません。

〔「すみません、突然」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 大竹主任主査。

○大竹正一総務課主任主査管財係 今ほどの、例えばですけども、旧檜沢中学校で言いますと、令和3年度になります、こちらのほうになりますと、約65万円の支出をしております。

○室井嘉吉議長 あれ、あと館岩は。

○大竹正一総務課主任主査管財係 館岩……上郷小と針生小学校につきましては低圧の契約になっておりますので、こちらのほう、ちょっとデータつかんでおりません。

○室井嘉吉議長 いいですか。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで（3）電気料金高騰対策についてを終わりたいと思います。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 町長からの協議議題は終了をいたしました。

これをもちまして、令和4年第6回南会津町議会全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時41分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は  
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉